

『携行品損害担保特約付個人賠償責任共済』の取扱について

当JAでは、「携行品損害担保特約付個人賠償責任共済」の加入
取扱につきましては、平成30年4月より正組合員のみを対象とさせ
て頂いております。

正組合員以外の方からのお申し込みは、応じることが出来ません
ので、改めてお知らせいたします。

令和元年7月1日

東京みらい農業協同組合